

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

富士企業 株式会社では、社員が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を改善し、全ての社員が働きやすく自らの能力を発揮できる職場づくりに取り組むため、次のような行動計画を策定しています。

一般事業主行動計画

1. 計画期間

平成 28 年 3 月 16 日～平成 33 年 3 月 15 日までの 5 年間

2. 内容

「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」

「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」

| | |
|----|--|
| 目標 | ①男性の子育て目的の休暇の取得促進 ②労働者が子供の看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度の導入 ③所定外労働の削減のための措置の実施 |
|----|--|

<対策>

- 平成 28 年 1 月～ 労働安全衛生マネジメント委員会にて所定外労働削減検討開始
- 平成 28 年 3 月 労働環境整備マネジメント委員会にて、配偶者出産休暇制度など、子育てを目的とした休暇制度、子供の看護のための休暇制度の検討開始
- 平成 28 年 4 月～ 事前にノー残業デーを設定検討、労働安全衛生マネジメント委員会より労働者に周知徹底
月 2 回以上を年間 6 か月実施、月 3 回以上を年間 6 か月実施ノー残業デーの実施。
- 平成 29 年 1 月～ 子育てを目的とした休暇制度、子供の看護のための休暇制度の周知
- 平成 29 年 4 月～ 子育てを目的とした休暇制度、子供の看護のための休暇制度の実施